平成２７年（フ）第４０３３号
大阪府東大阪市玉串元町２丁目12番25号　吉村葉子　方、前住所大阪府東大阪市若江西新町４丁目11番17号
債務者　吉村　和宏
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０７７号
大阪市西淀川区姫島４丁目16番７号姫島パークマンション101号室
債務者　田村　敏枝
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０８１号
大阪府東大阪市菱屋東３丁目８番２号、住民票上の住所大阪府東大阪市日下町１丁目４番32号
債務者　村田　圭三
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１０５号
大阪市生野区生野西４丁目４番８号
債務者　木村栄華こと　李　　榮華
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１０９号
大阪府門真市御堂町16番２－102号
債務者　渡邊　健一
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１３３号
大阪府茨木市沢良宜浜１丁目２番24号　ビューハイツ茨木102号
債務者　小野　順二
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１４２号
大阪府豊中市城山町１丁目９番１号　さわ病院内、住民票上の住所大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目18番４－604号
債務者　樋口早苗こと　樋口　早苗(旧姓池田)
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１３４号
松江市内中原町208番地３
債務者　藤井　紗美
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１３３８号
名古屋市西区児玉３丁目29番29号　エスパシオ児玉306号
債務者　岩田　八郎（旧姓加古）
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７３号
三重県度会郡玉城町宮古2339番地２　パレコリーヌ101号
債務者　濱口　武将
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第５９号
福岡県行橋市大字道場寺1571番地３
債務者　吉住　　靖
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第８９８号
埼玉県北本市中丸５丁目７番地18
債務者　關口　幸雄
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９６９号
埼玉県志木市柏町３丁目９番45号　クリーン柏　102号
債務者　角　　祐輝
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２５号
さいたま市北区日進町２丁目271番地　コーポ日進101
債務者　宮内婦久子こと　朴　　載仁
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１９３号
埼玉県本庄市東台５丁目６番22号　ハイツひまわりⅡ202
債務者　吉田　近哉
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２１５号
埼玉県深谷市東方町２丁目12番地１
債務者　根岸　幸雄
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第４６０号
大阪府阪南市箱作1735番地の１－２棟101号
債務者　外尾　光一
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係